



NO. 177
2011.10.14

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.
ne.jp/~k-union

第2回全国活動者会議 (10.1~10.2)

政府の狙いを許さず、職場を守り、 国民の安心・安全の為にがんばろう！

二本柱の運動を中心に 闘いを展開しよう！

一九九八年の管理職ユニオン発足以来、組合員の親睦を図ることを目的として、秋に実施してきた「全国管理職員交流集会」を、昨年度から「全国活動者会議」として支部活動者が集まり、重要な課題について議論・意思統一し、運動を前進させる場として位置付けを変えました。その「第2回全国活動者会議」が10月1日から2日の二日間、巨り愛知県豊橋市にて開催されました。

この会議には、全国から代表者300名と中央執行委員20名による合計500名の仲間が参加し、延べ三六名からの発言があり、前向きで活発な議論が交わされました。

「地域主権」 阻止に向けて

地方整備局の廃止問題では、地域主権戦略大綱(二〇一〇年六月に閣議決定)に基づいて、地域主権戦略会議のアクション・プラン(二〇一〇年二月に閣議決定)に沿って、「広域的な実施体制の枠組み」「人員移管の枠組み」が年内にも決定されようとしています。

しかし、三・一一東日本

大震災、七月の新潟・福島災害に続き、九月には台風一一号・一五号による紀伊半島の奈良・和歌山等で連続発生した災害、そしてこれらの災害復旧での全国の職員の頑張りもあり、今まで声を潜めていた「地方分権(地域主権)」に疑問を持つ勢力が声を上げ始めるとともに、地方整備局必要論の声も各方面から聞こえてきています。

本会議では、厳しい情勢もある中で、今が「地域主権」構想に対する反転攻勢の好機と捉え、職場内外に

打って出る運動の意思統一を行いました。

そして、この運動を通して「組織の拡大強化」をはかる事が確認されました。

「人勧」撤回 修正に向けて

今回の勧告及び意見の申出は、公務員に大幅な賃下げを無理強いる内容ですが、政府・民主党は東日本大震災の復興財源捻出を名目として国会に提出した

緊急署名にご協力を!!

国土交通省管理職ユニオンは、

1. 政府・財界に迎合した政治勧告撤回
2. 2005 給与保障の「経過措置」廃止反対
3. 定年延長に伴う制度見直しの修正,
4. 国家公務員賃金8%カット法案廃止
5. 国土交通省管理職員の5級頭打ち解消
6. 6級・55歳以上職員の1.5%カット回復
7. 退職金削減見直し反対

の、緊急要求を掲げ、「2011年人事院勧告及び給与の臨時特例法案撤回と国土交通省管理職員の処遇改善を求める要求支持署名」の署名活動を実施します。

この緊急要求署名は、秋の通常国会に提出する予定です。

対象は専門職以上の職員を対象にしていますが、趣旨に賛同される方は皆さん協力をお願いします。

「災害時における業務執行体制に関する要求(支持)署名」

◎全支部で目標を期限内に達成しました

目標2,110筆 → 2,531筆 (120%)

☆署名にご協力ありがとうございました☆

「10%給与引き下げ法案」の取り扱いを重視した姿勢が見られます。

ユニオンとしては、今回の人事院勧告は数多くの問題があり、年齢による一律引き下げという制度そのものを無視した勧告の是正を指摘しつつ、これ以上の公務員賃金の切り下げを阻止することを最大の要求として取り組めます。

総務省・各地整・人事院地方事務局に要求書を提出し、人事院勧告の撤回と修正の申し入れ行動を提起します。

また、職場では「二〇一一年人事院勧告及び給与の臨時特例法案撤回と国土交通省管理職員の処遇改善」を求める「緊急署名」の取り組みを非常に短期間とはなりますが実施します。

【3年連続のマイナス勧告】

『政府・財界に言いなりの政治的勧告!』 『増税の露払いとしての公務員総人件費削減?』

2011年人事院勧告及び給与の臨時特例法案撤回を求める声明

9月30日、人事院は国会と内閣に対して一般職国家公務員の給与等に関する勧告及び報告、定年延長に係る意見の申出を行った。

その内容は、①月例給は50歳代を中心に俸給表を0.23%（899円）のマイナス改定、②一時金の引き上げは据え置き、③経過措置の廃止、④定年延長に伴う賃金水準を60歳前の70%とすることなど、人事院の労働基本権の代償措置としての立場を投げ捨て、政府・財界の総人件費抑制政策に加担した政治的な勧告である。

私たち国土交通省に働く管理職員は、3月11日の東日本大震災でも、自らや家族が被災しながらも全体の奉仕者としての使命感から不眠不休で災害復旧に当たってきた。輸送経路を確保するため全国からの応援も得て、短期間で幹線道路・道路兼用堤防・港湾施設の応急復旧に延べで2万人にも及び職員が派遣され、現在も救援・復旧業務を続けている。さらに、7月の新潟・福島災害や9月に発生した台風12号・15号による近畿・中部地方を中心とした災害も、短期間で緊急復旧を完成させてきた。そして、今後も引き続きこれらの被災地の復興の先頭に立つのも、やはり我々である。こうした全国各地で「国民の安全・安心を守る」という使命を果たすために、身を粉にして働いている職員の労苦に報いるどころか、3年連続のマイナス勧告である。

国土交通省に働く管理職員の多くは、旧建設省時代の差別政策の結果、全省庁の中でも級別定数改善が進んでおらず、5級管理職員の40%近くが、5-85で頭打ちとなり、さらに昨年の勧告で6級以上で55歳を超えた職員の賃金を1.5%削減した結果、定年前にやっと6級に昇格しても賃金が下がるということんでもないことが起っている。

そんな中、雇用形態の違いや勤続年数などを無視し、官民の50歳代の賃金較差をことさら強調し、狙い撃ちする賃下げの集中は断じて許すわけにはいかない。加えて、「経過措置の廃止」は2005年勧告を人事院自らが反古することであり、その廃止は到底許されない。

一方、継続審議となっている「給与の臨時特例法案」については、労働基本権制約のもとでは人事院勧告にもとづかない労働条件の切り下げは、明確に憲法違反であり、憲法を踏みこむようなことを「異例の措置」などとして検討すること自体が不当なことである。人事院勧告が出された以上、人事院が労働基本権制約の代償機関として当然の役割を發揮し、「臨時特例法案」を直ちに撤回するよう政府と国会に毅然と対応するよう求める。

定年延長問題では、職務・職責が変わらないにもかかわらず、60歳を境に賃金を引き下げるとは、職務給原則や能力実績主義に反するとともに、年齢差別に他ならない。そもそもこの課題については、合理的・科学的なデータも示さず、納得できる説明も行わないまま「意見の申出」を強行したことは極めて不当である。さらに、制度の重要な要素である「退職金」「年金」「定数」などについては、方向性すら示されず「何の担保」もない中での申出であり、極めて無責任な内容である。

いま、国民の生活と権利、安全・安心を守るために公務・公共サービスの充実こそ求められている。しかし政府は、大企業には減税する一方、復興財源として国民負担を押し付ける増税を画策し、その露払いに公務員総人件費の削減を狙っている。

私たちは、こうした政府の狙いを許さず、国民の安全・安心を守る立場を第一に堅持し、すべての職員が働きがい、誇り、意欲を持って働ける職場環境を作るために引き続き奮闘する。

2011年10月 2日

国土交通省管理職ユニオン全国活動者会議